## 被扶養者認定に必要な書類一覧

被扶養者(異動)届に以下の書類を添付し、事由発生日から原則5日以内に事業所担当者へ提出してください。

提出が遅延するやむを得ない理由があると認められる場合のみ、1ヶ月以内に提出すれば遡って認定します。書類の提出が1ヶ月を超えた場合は、健康保険組合が書類を受理した日が認定日となりますので、ご注意ください。

<b>隊休</b>		提出書類								
現在の状況			離職票1・2 又は延長通知書 ※1	雇用保険 受給終了 通知書	直近3ヶ月 の給与明細 ※2	学生証	非課税証明書	年金通知 ※ 3	その他 収入証明 ※4	診断書 または 障がい者手帳 ※5
配偶者	収入なし						•			
	収入あり				•			•	•	
	退職後		•	•						•
	自営業		自営業の方は確定申告書と収支内訳書、または収支が確認できる書類を提出してください。							
子ども	中学生以下		中学生以下は学生証などの証明書類は不要です。 夫婦共働きで、配偶者を扶養していない方は配偶者の源泉徴収票を提出して下さい。							
	高校生		<b>丰婦共働きで</b>	配偶者を拝え	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	● ● ・	微収亜を提出	リア下さい		
	大学生 専門学校生	収入なし	ノスカロノス (4) ごこく、		\$ C C 0 \\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		15x1x7x C 1/C 1			
		収入あり			•	•				
	予備校生 ————		夫婦共働きで、配偶者を扶養していない方は配偶者の源泉徴収票を提出して下さい。							
	16歳以上の特例該当 (病気、障がい)	収入なし					•			•
		収入あり			•			•		•
			夫婦共働きで、配偶者を扶養していない方は配偶者の源泉徴収票を提出して下さい。							
	アルバイト、フリーター		アルバイト、フリーターの方は、基本的にご自身で国民健康保険に加入していただきます。 扶養から外れる際は被扶養者(異動)届に保険証を添付し、事業所担当者へ提出してください。							

## ★注意事項★

<u>学生以外の子・父母・義父母・その他親族の届出は事前に健保へご相談ください。</u> 書類は離職票、受給延長通知書を除いてコピー可、直近のものを提出してください。

- ※1 退職後すぐに提出が出来ない場合は、退職日が確認できる書類(退職証明書、健康保険資格喪失証明書など)を先に提出したうえで 離職票1・2、受給延長通知書の原本を後日提出してください。
- ※2 フルタイムからパートに勤務変更し、直近3ヶ月の給与明細がすぐに提出できない場合は、契約開始日、時給、勤務時間などが確認できる 書類(パート先作成の雇用契約書など)を先に提出したうえで、後日3ヶ月分の給与明細を提出してください。 給与明細を確認後、収入超過が判明した場合は遡って認定取り消しとなります。
- ※3 年金通知書、年金振込通知書など年金額がわかる書類(公的年金・私的年金全てを含む、介護保険料・税金控除前の総年金額)です。
- ※4 確定申告書、収支内訳書、利子収入、不動産収入、株の配当金収入、傷病手当金、出産手当金、雇用保険の支給通知、SNS (YouTube、インスタグラム等)など収入に関わる書類はすべて提出してください。
- ※5 特例該当の方は、医師の診断書、障がい者手帳等を提出してください。